基本目標4　安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

（1）子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心な暮らしができるよう、住環境の整備をはじめとするハード面と、情報提供などのソフト面での支援を推進します。

ア　住環境の支援

	事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1	安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。平成23年3月に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストック住宅の長寿命化を図りながら住環境の整備を行います。	令和3年3月に改訂した「熊谷市営住宅等長寿命化計画」に基づき、安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図り、住環境の整備を行った。 ・R6年度工事　3件 （給水管改修工事、給湯器取替工事）	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	営繕課
2	勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	市ホームページやチラシで制度についての周知を図った。 新規貸付件数　4件 利子補助件数　9件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企業活動支援課
3	「総合戦略」三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業(H27年度～)	親世帯と子世帯がお互い支えあいながら生活するために、市内で同居または近居するための住宅を新築・購入や増改築した場合にその費用の一部を補助します。	親世帯と子世帯が、お互い支援しあうために、市内で同居または近居（概ね1km以内。ただし、転入を伴う新築・購入については、距離を問わない。）し、住宅を新築・購入や増改築（同居で500万円以上）した場合に、その費用の一部を補助した。 【補助金額】 1戸あたり最大25万円を上限として、地域電子マネー「クマPAY」で補助した。 ※補助対象費用の1%を補助し、市内事業者の場合の上限は25万円、市外事業者の場合の上限は20万円。 補助実績：142件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	長寿いきがい課

イ　安全・安心のまちづくりの推進

	事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1	児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では「学校すぐメール」を保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	連絡手段を、「学校すぐメール」から「tetoru」に変更。 児童生徒の安全確保についてのtetoru配信　24件	**「見直し」**：事業執行の手段や方法の変更、事業の整理・統合を図った	学校教育課
			熊谷警察署から提供のあった情報を、メルくまにて以下の件数を発信。 不審者情報・・・40件　　犯罪情報・・・41件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課
2	公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。	別府第1公園、めぬま中央公園、妻沼西第1公園、妻沼東父沼公園、雀宮第1公園、広瀬川原公園の複合遊具等の更新・整備を実施した。 専門業者による遊具の安全点検を実施した。その結果をもとに今後必要に応じて修繕・撤去を計画的に行っていく。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	公園緑地課

（2）子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

ア　交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、半径1キロメートル範囲の通学路の交通安全対策を令和3年度までに実施します。	市内の各小学校（29校）から、半径約1,000メートルの範囲の通学路に対してグリーンベルト等を設置し、通学路の安全性確保のための整備を実施した。 市内小学校　6校	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	維持課
	学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係機関等へ対策を依頼し、改善につなげます。	全小・中学校において通学路の点検をし、道路管理者や警察等へ対策を依頼・調整し、改善につなげた。 34件改善	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育総務課
2 交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	交通安全教室実施回数 幼稚園・保育園・保育所　25回 小学校49回、中学校7回	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課
3 交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図っています。	自他の生命を尊重し、ルールを守って安全に生活する児童生徒の育成のため、児童生徒に対して、各学校で①自転車運転のルールを必ず守ること。②自転車乗車中にはヘルメットを着用すること。③交通事故防止5つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）を徹底することについて指導し、交通事故防止を図ることができた。また、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教育を熊谷東中学校で実施した。 交通安全子供自転車埼玉県大会開催（熊谷東小学校が出場） 埼玉県交通安全優良学校（妻沼西中学校） 自転車マナーアップ推進校（荒川中学校）	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	学校教育課
4 チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	8月市報及びコミュニティビジョンによる広報を実施した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨（りっしょう）活動	交通指導員による立哨(りっしょう)活動を実施します。	交通指導員　27名 合計立哨回数　5，114回　　1人あたり平均回数　189．4回	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課

イ　子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 「子ども110番の家」の設置の推進	犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置をしています。管理運営している小中学校PTAと協力し、協力世帯の拡大及び子どもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	市内の小中学校のPTAと連携し、地域の住民、事業所及び施設の協力を得て、約1，600件の「子ども110番の家」を設置し、子どもたちの緊急時の避難場所を設けた。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では防犯メールを保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	児童生徒の安全確保のために、不審者情報をはじめとした防犯情報を、「tetoru」の活用により、保護者に必要な情報を迅速且つ正確に提供できた。また、インターネットによるトラブルに巻き込まれないために、「ネットトラブル注意報」等の情報提供も行った。	**「見直し」**：事業執行の手段や方法の変更、事業の整理・統合を図った	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	引き続き保育施設の職員、より多くの保護者に保育所災害時緊急連絡システム（すぐーる）を登録いただき、不審者情報、熱中症情報等を配信した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	配布団体数（100団体） 防犯ベスト　576 腕章　159 合図灯　322 ステッカー　123 帽子　659	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
5 普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	青色防犯パトロール599回 市報　7回掲載（防犯交通安全情報） 11月に防犯チラシを市報同時配布 市政宅配講座72回	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	安心安全課

（3）経済的負担の軽減

パパ・ママ応援ショップ事業をはじめ、各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

ア　経済的負担の軽減

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
パパ・ママ応援 1 ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めていきます。	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業。ホームページ等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めた。 ・県内協賛店舗数 約19，000店 ・市内優待カード配布窓口 29箇所 周知チラシを、関係各所に配布した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	こども課
2 こども医療費助成	再掲(P13参照)			こども課
3 児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもたちの育ちを社会全体で支援することを目的としています。	18歳年度末到達までの児童の人数や年齢に応じて手当を支給する。所得制限なし。 （児童一人あたりの支給額） 3歳未満（第1子・第2子）　月額15，000円 3歳以上（第1子・第2子）　月額10，000円 第3子以降　　月額30，000円 令和6年10月分からの制度改正により、「所得制限の撤廃」「支給対象児童の年齢拡大（15歳年度末から18歳年度末に拡大」「第三子以降の支給対象児童に係る加算の増加」等の制度の変更があった。令和6年9月分以前の手当は従前のとおり実施。 延べ支給対象児童数　232，743人（月平均19，395人） うち令和6年9月分までの特例給付　　7，811人（月平均1，301人）	**「拡充」**：事業内容等の拡充・充実を図った	こども課
4 保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で3歳以上児及び2歳児以下の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無料となります。また、その他の3歳未満児について、国・県の減免基準に則り、または他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めていきます。	埼玉県多子世帯保育料軽減事業 （県1／2、市1／2） ・対象：保育所等に入所する3号認定子どもであり、かつ第3子以降に該当する子ども（国基準の軽減に該当しない者） ・対象施設　54施設 ・対象児童数　186人 ・総軽減額　59，404，650円	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	保育課
5 学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施していきます。	生活保護世帯、市町村民税の非課税世帯は保育料を全額免除した。市町村民税の均等割りのみ課税世帯は2分の1免除を行った。 ・生活保護世帯　5人 ・市町村民税非課税世帯　123人 ・市町村民税均等割世帯　22人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	保育課

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
6 児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図っています。	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を補助し就学援助を図った。 小学校　1,135人　83,607,947円 中学校　　793人　83,500,105円	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育総務課
7 育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与して、その才能育成を目的としています。	新規15名、継続30名、計45名に対し育英資金の貸与を行った。 貸付額　15，120，000円	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育総務課
8 入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図り、教育の振興に資することを目的としています。	高校生2名、大学生等4名、計6名に対し入学準備金の貸与を行った。 貸付額　2，500，000円	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育総務課
9 不妊治療費助成事業	不妊治療費助成事業の推進を図ります。	次世代育成支援、少子化対策として、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の額を、1年度当たり10万円を限度に通算5年を助成しています。保険適用後も引き続き事業を推進した。 助成件数　148件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	健康づくり課
10 早期不妊検査費助成事業(H29年度～)	少子化対策の出産支援として、夫婦が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	少子化対策の出産支援として、子どもを望む夫婦に対し不妊検査に係る費用を助成した。 対象者：夫婦（事実婚含む）であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦。本市の市税の滞納がないこと。 助成対象：医療機関で夫婦が共に受けた不妊検査で、検査期間が1年以内。 助成額・回数：夫婦1組につき1回限り、3万円（1，000円未満端数切捨て）を限度に助成した。 （H29．7．1から施行、H29．4．1から適用） 助成件数　80件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	健康づくり課
11 不育症治療費等助成事業(H30年度～)	子どもを望む夫婦に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	子供を望む夫婦に対して、不育症検査及び治療に係る費用の一部を助成した。 不育症検査：夫婦（事実婚含む）であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦。本市の市税の滞納がないこと。 助成対象：医療機関で夫婦が共に受けた検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査の期間が1年以内。 助成額・回数：夫婦1組につき1回限り、3万円（1，000円未満端数切捨て）を限度に助成した。 （H30．4．1から適用） 助成件数　3件 不育症治療：夫婦（事実婚含む）であって、双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。医療保険の対象外の不育症治療費。1年度あたり30万円を限度に通算5年度を助成する。 （H30．4．1から適用） 助成件数　2件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	健康づくり課

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
12 子育て応援自転車おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児2人同乗用自転車及び2席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限3万円）を補助します。	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児2人同乗用自転車の購入者に購入費の半額（上限3万円）の補助を行った。 平成30年4月から、後から椅子だけ買った場合でも、その購入費の半額が助成の対象となった。 支給件数　20件 支給金額　537，600円 （うち椅子だけ　3件　27，600円）	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	こども課
13 未熟児養育医療給付事業	再掲(P11参照)			母子健康センター
14 妊婦健康診査事業	再掲(P10参照)			母子健康センター
15 国民健康保険出産育児一時金の支給（H26年度以前～）	国民健康保険被保険者の方が妊娠85日以上で出産をしたとき、出産育児一時金が支給されます。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	国民健康保険被保険者が出産をしたときに出産育児一時金を支給した。 妊娠85日以上であれば、死産や流産でも支給される。 ほかの健康保険に1年以上加入し、資格喪失後6か月以内の出産は、前に加入していた健康保険から支給される場合がある。（その場合、国民健康保険からの支給はない。） 出産育児一時金は出産費用に直接充てることができるよう、原則として熊谷市から医療機関に直接支払われる。（直接支払制度） 〇支給額　48万8千円または50万円 （R5年4月1日出産分より変更） 〇申請に必要なもの ・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証・マイナ保険証または資格確認書 ・口座番号が確認できるもの ・出産費明細書、領収書 ・直接支払制度に関する合意文書 ・死産、流産の場合は医師の証明書 〇支給実績　72件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	保険年金課

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
16 国民年金保険料産前産後期間の免除（H31年4月～）	国民年金第1号被保険者の方が出産するとき、産前産後期間の国民年金保険料が届出により免除されます。	国民年金第1号被保険者が出産をしたときに届出により出産前後の一定期間の保険料の納付を免除した。 妊娠85日以上であれば、死産や流産でも免除される。 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映される。 〇免除期間 単胎妊娠…出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間 多胎妊娠…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間 〇対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人 〇届出に必要なもの ・年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーがわかるもの ・本人確認書類（運転免許証等） ・母子健康手帳 〇免除実績　55件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	保険年金課
17 熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度（H27年度～）	定住促進の施策として、転入から3年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が40歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を3年から最高で7年間、条例により課税を免除します。	令和6年度実績 免除件数…269件 免除額（固定資産税）…20，488，934円 （都市計画税）…　5，212，557円 （合計）…25，701，491円 転入者数…733人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	資産税課
18 「総合戦略」おいでよ熊谷！新幹線らく賃通勤事業（H28年度～）	熊谷市に転入した40歳未満の方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。	本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に本市へ転入した40歳未満の方で、新幹線定期を購入し、かつ上越・北陸新幹線熊谷駅を利用して通勤している、又は通勤する予定である方に、新幹線定期券購入代金の一部を2年間助成する（上限2万円／月）事業を行った。 ・利用人数・・・14名（令和6年度末現在）	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企画課

（4）職業生活と家庭生活との両立支援

働く意欲を持つ人の労働市場への参加と、結婚・出産・子育てにおける家庭生活の実現は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する必要があります。
事業者に対し柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

ア　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	広報紙ひまわりの発行（年2回　市内全戸配布）、フォーラムくまがや、セミナー［女と男のセミナーほか］、男女共同参画講座配信事業（通年）による講座を開催し、意識啓発を図った。 ・フォーラム等参加者数2，018人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	男女共同参画室

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
2 男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	男性を中心に親子でひとつのテーマについて一緒に学ぶことで、子育ての楽しさ、重要性を実感してもらうためのセミナーを開催した。 ・男性セミナー「親子サッカー教室」 受講者　20組40人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	男女共同参画室
3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	労働ガイドブックを作成し、育児・介護休業制度について周知を図った。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企業活動支援課
	育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	・年2回、9月と3月に情報紙「ひまわり」を発行。市内企業等（従業員47人以上）に配布し、男女共同参画に関する啓発を図った。発行部数：71，500部 ・配信講座のメニューに会社向けの講座を用意した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	男女共同参画室
4 子育て支援優良企業認定制度事業	子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し、「子育て支援優良企業」として認定し、取組の普及促進や子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図っていきます。	第10回熊谷市子育て優良企業として、3事業所を認定した。 認定した企業については、市ホームページに認定企業の概要や子育て支援の取組の内容を掲載し、広報を行った。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	こども課
5 再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎1階ロビーに掲示及び配布します。	求人情報を本庁舎1階ロビーに掲示した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企業活動支援課
6 雇用対策協議会	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的としています。引き続き外部団体である雇用対策協議会に参画します。	熊谷地区雇用対策協議会に参画し、雇用問題等について適切な解決を図った。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企業活動支援課
7 就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	埼玉県女性キャリアセンターとの共催により、在宅ワーカー育成セミナー、就職支援セミナーを開催した。 ・開催数　在宅ワーカー育成セミナー　　1回 　　就職支援セミナー　　1回 ・受講者　在宅ワーカー育成セミナー　131人 　　就職支援セミナー　　34人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	男女共同参画室
8 労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図っています。	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催した。 ＜対面方式＞ ・開催日数　1日 ・参加者数　15人 ＜動画配信方式＞ ・開催回数　2回 ・申込者数　145人	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	企業活動支援課

イ　仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 認定こども園の設置促進	再掲(P4参照)			保育課
2 保育所施設の整備・充実	再掲(P4参照)			保育課
3 地域型保育事業の実施	再掲(P4参照)			保育課
4 延長保育事業	再掲(P4参照)			保育課
5 休日保育事業	再掲(P4参照)			保育課
6 障害児保育事業	再掲(P4参照)			保育課
7 駅前保育ステーション事業	再掲(P4参照)			保育課

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
8 放課後児童健全育成事業	再掲(P1参照)			保育課
9 一時預かり事業(幼稚園)	再掲(P1参照)			保育課
10 病児保育事業	再掲(P1参照)			保育課
11 病児等緊急サポート事業	再掲(P2参照)			こども課

(5)子どもの権利擁護の推進

平成18年5月5日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針とした子どもの人権尊重について、普及・啓発に努め、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

ア 子ども憲章の普及・啓発

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 子ども憲章の普及・啓発	未来を担う子どもたちの人権を尊重し、全ての子どもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めた。	**「継続」**:現状どおり事業の継続・維持を図った	こども課

イ 人権教育・人権保育の充実

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指していきます。	公民館人権教育研修、市職員人権問題研修、学校(職員・生徒・保護者)人権教育研修、企業人権教育研修、一般人権教育研修、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」等の各種研修を実施し、大人が子供の手本となるよう啓発を図った。 ・実施延べ回数　62回 ・延べ人数　5，455人	**「継続」**:現状どおり事業の継続・維持を図った	社会教育課
2 人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進していきます。	熊谷市人権保育基本方針に基づき、「人権を大切にする心を育てる保育」を推進し、乳幼児の健全育成を図った。 具体的には、思いやりを育てる保育の推進、啓発リーフレットの配布、各種人権研修への参加や施設整備を行った。	**「継続」**:現状どおり事業の継続・維持を図った	保育課
3 子どもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基に子どもの人権について意識啓発に努めます。	部落解放同盟　小野寺書記長を講師に迎え、管理職同和教育研修を行ったり、教職員の人権教育研修を行ったりすることで、教育公務員として人権意識を高め、日々の指導に活かせるようにした。また、人権週間の取り組みとして、人権作文や人権標語を作成する活動をとおして、子ども達が人権について深く考える機会を設けた。また「いじめ撲滅宣言」や「スマホ使い方宣言」を作成し、児童・生徒の意識啓発を図った。	**「継続」**:現状どおり事業の継続・維持を図った	学校教育課

ウ　相談体制の充実

事業名	事業内容	令和6年度実施状況	令和6年度実施区分	担当課
1 教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	教育相談窓口やさくら教室相談員が受けた相談に対して、きめ細やかな支援や方向性の検討、対応を迅速に行った。また、月に1回、大里・江南・妻沼の3つの分庁舎に相談員が出向く「出張教育相談」を行い、相談できる場を提供し、在籍校とも連携を図りながら不登校未然防止に努めた。 電話相談件数57件、来所相談件数70件、出張相談件数7件	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育研究所
2 不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指しています。教職員の資質向上と組織的・機能的な教育相談の充実を図ります。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等の有効活用を図ります。さらに、登校支援推進事業の充実を図ります。	「新たな不登校を出さない」を今年度も目標とし、学校全体が組織で対応し、不登校の未然防止と解消に取り組んだ。登校支援対策指導個票・小中連携個票、幼保小連携個票の活用や、相談員等の支援により市内全小学校において「小1プロブレム」の解消のための小1教室訪問、「月3日の欠席」をキーワードにした早期発見・対応を行った。 また、ほほえみ相談員を全中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業の推進に努め、小・中学校35校にSSWを3名派遣した。 学校からスクールカウンセラーやほほえみ相談室、スクールソーシャルワーカーについて、児童生徒、保護者へ周知を図り、有効活用を図った。 ほほえみ相談員・地域相談員　相談者数13,687人（のべ） ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ　　相談件数1,245件(のべ)	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育研究所
3 学校適応指導教室	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市学校適応指導教室「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援計画及び学校との連携を図ります。また、体験活動を含む行事の充実を図るとともに、教室環境の充実を図ります。	教育支援センター「さくら教室」において、教育相談、生活指導等を行い、児童生徒の自立と学校生活への適応等、学校復帰や社会的自立を目指し、在籍校と積極的に連携を図りながら、本人及び保護者への支援を行った。全ての相談に対して、関係小中学校と情報共有を図り、児童生徒や保護者に寄り添った指導・支援を行った。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	教育研究所
4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市生徒指導連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。引き続き、生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	学校警察等連絡協議会、熊谷市教育研究会生徒指導部会・教育相談部会等と連携し、研修、研究協議、情報交換を実施し、いじめの未然防止・早期発見と不登校対策に努めた。また、熊谷市生徒指導マニュアルを改訂し、全小・中学校に年2回の生徒指導訪問を実施して、各校のいじめ・不登校の状況を把握するとともに、生徒指導マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施するように指示した。	**「継続」**：現状どおり事業の継続・維持を図った	学校教育課